

令和8年5月18日

各種規定の一部改定について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

当組合では、令和8年9月30日(水)をもって、手形・小切手の最終振出期限の設定ならびに他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了することに伴い、各種規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

- (1)当座勘定規定（令和7年6月30日（月）までにご開設されたお客さま用）
- (2)当座勘定規定（令和7年7月1日（火）以降にご開設のお客さま用）
- (3)当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (4)普通預金規定
- (5)貯蓄預金規定
- (6)納税準備預金規定
- (7)無利息型普通預金規定
- (8)代金取立規定

2. 適用開始日

適用開始日：令和8年10月1日（木）

3. 改定内容

別添の新旧対照表をご参照ください。（変更する条項のみ記載しております。）

以上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間：当組合営業日の午前9時から午後5時

各種規定 新旧対照表

〈当座勘定規定（令和7年6月30日（月）までにご開設されたお客さま用）

新	旧
<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>7. (手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>18. (線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>7. (手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>18. (線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏</p>

<p>面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p><約束手形用法> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p><為替手形用法> 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p><小切手用法> 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>	<p>面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p><約束手形用法> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p><為替手形用法> 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p><小切手用法> 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>
--	---

<当座勘定規定 (令和7年7月1日 (火) 以降にご開設のお客さま用)>

新	旧
<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p>

〈当座勘定規定（専用約束手形口用）〉

新	旧
<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>7. (手形の支払) (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>8. (手形用紙) (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 (3)手形用紙は発行いたしません。</p> <p style="text-align: center;">削除→</p> <p>(4)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (5)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">削除→</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>10. (支払の選択)</p> <p>11. (印鑑等の届出)</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>7. (手形の支払) (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>8. (手形用紙) (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(3)手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9. (手数料) 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当組合所定の手数料を支払ってください。</p> <p>10. (支払の範囲)</p> <p>11. (支払の選択)</p> <p>12. (印鑑等の届出)</p>

<p>12. (届出事項の変更)</p> <p>13. (印鑑照合等)</p> <p>14. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>15. (自己取引手形等の取扱い)</p> <p>16. (利息)</p> <p>17. (残高の報告)</p> <p>18. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>19. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>20. (解約)</p> <p>21. (取引終了後の処理)</p> <p>22. (電子交換所規則による取扱い)</p> <p>23. (規定の変更)</p> <p><約束手形用法> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>13. (届出事項の変更)</p> <p>14. (印鑑照合等)</p> <p>15. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>16. (自己取引手形等の取扱い)</p> <p>17. (利息)</p> <p>18. (残高の報告)</p> <p>19. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>20. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>21. (解約)</p> <p>22. (取引終了後の処理)</p> <p>23. (電子交換所規則による取扱い)</p> <p>24. (規定の変更)</p> <p><約束手形用法> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>
--	---

〈普通預金規定〉

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p>

〈貯蓄預金規定〉

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p>

〈納税準備預金規定〉

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p>

〈無利息型普通預金規定〉

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p>

〈代金取立規定〉

新	旧
<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当組合を支払場所とする手形または当組合を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p>	<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。</p>